

仙台市設計単価策定要領に関する運用（営繕工事編）

（令和3年3月31日 都市整備局長決裁）

1. 目的

本運用は、仙台市設計単価策定要領（令和3年3月31日都市整備局長決裁。以下「要領」という。）の適正な運用を図り、仙台市（公営企業を除く。）が発注する営繕工事及び設計、工事監理、地質調査その他の工事に関連して行う業務委託の設計単価の策定について必要な事項を定め、予定価格を適正に算定することを目的とする。

2. 用語の定義

本運用で用いる用語の定義は、要領2.による。

3. 物価資料各課単価の作成方法

要領9.1による単価のうち、製造業者及び専門工事業者等が公表している価格については、補正率を乗じて作成した単価を設計単価とすることができる。

なお、端数処理の方法は積算基準による。

4. 見積単価の作成方法

4.1 見積りの徴収方法

- ・見積書に見積業者の社判、担当者印、署名は不要とする。
- ・見積書は紙（FAX含む。）又は電磁的記録（メール含む。）によることとする。
- ・見積徴収後においても、聞き取りによる見積書の有効期限の変更を可能とする。ただし、変更後の有効期限とあわせて、聞き取りを行った職員の氏名、日付及び見積業者の担当者名を記録（見積書への手書きメモ等で可）すること。

4.2 徴収した見積りによる設計単価の策定方法

要領9.2により徴収した見積りに提示された価格（製造業者及び専門工事業者等が公表している価格を含む。）のうち、工種、システム、機器の種別又は機器ごとに比較し最も安価なものに、補正率を乗じて作成した単価を設計単価とすることができる。

なお、端数処理の方法は積算基準による。

5. 補正率の決定方法

3.又は4.の方法により作成する単価に乗じる補正率は、以下のいずれかの方法により決定することができる。ただし、これによることが適当でない場合はこの限りではない。

- (1)補正する対象となる資材等と同種の仙台市単価及び物価資料に掲載されている資材等について、製造業者又は専門工事業者より見積りを徴収し、それらの比較により決定する。
- (2)本市が過去に発注した工事の設計書及び請負代金内訳書の比較により決定する。

6. その他（施工歩掛等）

積算基準に記載のない工種については、各種協会等で設定している歩掛等（以下「協会歩掛等」という。）を採用することができる。

6.1 協会歩掛等の採用可否

協会歩掛等については、以下に該当しない事を確認する等により、その協会歩掛等を積算に用いることの妥当性について検討のうえ、採用可否を決定する。

- ・発行元の現存を客観的に確認できないもの。
- ・現在有効であることが確認できないもの（適用期間外、廃止されたもの等）。
- ・設計図書（金抜き、金入りを問わず）の公表により、その協会歩掛等（国又は地方公共団体が設定しているもので既に公表されているものを除く）により策定した施工歩掛等が公表されることについての承諾が得られないもの。

6.2 各種協会等への公表の承諾依頼

協会歩掛等（国又は地方公共団体が設定しているもので既に公表されているものを除く）により策定した施工歩掛等について、発行元の各種協会等へ公表の承諾を依頼する際の手順は以下による。

- ・承諾依頼は、技術管理室工事管理担当課長が定める方法による。
- ・承諾依頼に対し回答を得た際は、承諾の有無に関わらず、その回答の写し（PDF 形式）を文書管理システムにより技術管理室へ提出する。
- ・技術管理室工事管理担当課長は、前記により提出された回答書を、グループウェアシステムに掲載し、承諾状況について庁内に周知する。
- ・各設計者等は、承諾依頼に際して事前に前記の掲載内容を確認のうえ、依頼の可否を判断する。

附 則

（実施時期）

- 1 この要領は令和3年4月1日から実施する。

（営繕工事設計単価策定要領の運用（建築工事編）、営繕工事設計単価策定要領の運用（機械設備工事編）及び営繕工事設計単価策定要領の運用（電気設備工事編）の廃止）

- 2 営繕工事設計単価策定要領の運用（建築工事編）、営繕工事設計単価策定要領の運用（機械設備工事編）及び営繕工事設計単価策定要領の運用（電気設備工事編）は、廃止する。

附 則（令和4年3月28日改正）

この改正は令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月31日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和5年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用し、同日前の仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事については、なお従前の例による。

附 則（令和6年10月8日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和6年10月8日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用し、同日前の仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事については、なお従前の例による。